

## 教団運営における民主主義と宗教倫理

—— ハワイ日蓮宗別院の組織構造に対する一考察 ——

松 井 大 英

(静岡県妙法華寺裡)

はじめに

近年宗教法人に関連した社会問題や事件が新聞、テレビを賑わせている。新宗教団体と地域住民の土地利用をめぐる争い、信教の自由と報道の自由がまっこうから対立した新宗教運動の報道に関する訴訟事件、既成教団とその信徒団体間での聖職者の地位、役割についての論争など、テレビのニュースや新聞の社会面に「宗教法人」の文字を見ない日はない。またそれらマスメディアにとりあげられたもの以外にも、多くの宗教法人が種々の法律、経済、社会問題に直面している。

かつて宗教教団は、俗世界から離れて聖なる天蓋のもとで治外法権的な価値観が付与され、一般社会とは異なった価値基準によって人々の社会的行動や人間関係を支配することを許されていた。しかし現代社会においては、社会を構成する一組織として一定の義務と責任を課され、種々の制約のもとで行動することを要求されるようになった。現在宗教団体の抱えている問題の多くは、教団が継承してきた価値基準が社会全体の倫理観に構造化される過程で生じた問題といえるのではなからうか。否応なく教団の組織や人間関係に侵入してくる世俗社会の価値観は、教義上の意味付けが追いつけない速さで教団の運営を支配しつつある。

日本の既成仏教教団は、明治時代以降、出家主義と在家主義という対立する二つのイデオロギーの間で自らの進むべき方向を模索してきた。特にここ数年は、僧侶と檀徒や信徒の関係について明確な定義を与えようとする傾向を各教団に見ることが出来る。その一つが、檀信徒組織の改革である。日蓮宗では護法運動や統一信行など宗門全体で展開している運動があるが、その活動の中心になっているのが、各寺院の信行会である。従来各寺院につくられていた護持会とは異なり、信行会には各信徒の積極的な行の実践を通じて自律的な活動が期待されている。そこには仏の庇護の仲介者ではなく、信徒の信行の補助者としての僧侶の姿が理想像としてうかんでいる。また寺院の税務、経理の専門化により、一人としての寺院の組織構造に注意が払われるようになった。即ち、全ての権利義務が僧侶に集中していかつての「寺」観念は薄れ、住職も組織の一員として行動する「宗教法人」へと寺院の認識が変わってきているのが現在の日本仏教界である。

本論文の目的は、アメリカに渡った日本仏教の一寺院の調査を通じて、日本の既成仏教寺院の未来の組織形態を探ることにある。調査対象となったのはハワイ日蓮宗別院とそのメンバーであり、資料の多くは筆者が一九八八年に行なった調査を再分析したものである。

## 一

ハワイ日蓮宗別院の歴史は古く、一九〇〇年に布教が開始され、一九一四年には法人格の取得が認可されている。第二次大戦中は布教活動の停止を余儀なくされたが、戦後再び教勢を拡張し、一九五〇年代末には組織の安定期に入った。現在、別院は総長の下二人の開教師が布教活動にあたっており、メンバー数は約五〇〇世帯にのぼる。メンバーの数が世帯数で教えられているのは、メンバーとしての会費が世帯ごとに課されるため（別院定款七章三項）であるが、メンバーの別院への帰属意識は個人的なものが多い。親が別院のメンバーで子供がキリスト教の教会のメン

バーである場合もある。

全メンバーのなかで定期的に教団行事に参加し、布教活動に対して積極的な態度をみせるものは一〇〇人前後である。これらのメンバーが実質的に教団を運営しているといつてよいだろう。そして彼らの教団運営への関与は、最高議決機関となっている信徒総会と教団管理運営の執行機関である理事会を通じて行なわれる。この二つの機関と総長を初めとする僧侶との関係に、教団組織内部の権力構造を見ることが出来る。

## 一一

現代社会では信教の自由が憲法によって明確に保障されているが、個人の宗教行為の自由を保障するためには、集団的な宗教活動を社会的に保護することが必要になる。つまり宗教団体に法人としての権限を与え、その活動に便宜を供することが最終的に個人の信教の自由を保障することになる。しかしその一方で、法人としての宗教団体の活動に制限を加える必要もある。宗教法人といえども社会を構成する一組織として、他の一般法人と相互行為を営む以上、社会秩序や平等原則の維持の必要上、一定の制約を受けることは避け得ない。宗教団体は一定の法的保護と制約の下で、その組織活動を展開していくことを要求される。ただし宗教法人に外圧的な制約を加える法律といえども、その制定に当たっては当該文化における宗教伝統を無視することはできない。つまり地域社会の文化に支配的な思想を保持し、社会的にもその地位を確立した宗教伝統が法制度における理想的な宗教組織の模型となる。

アメリカの法制度において模型となっている宗教法人は、会衆派的な (congregational) プロテスタント教会であり、他の文化圏から移入してきた宗教伝統もすべて組織運営、布教活動面で会衆派的な体制を整えることを要求される。即ちアメリカの法の求める宗教団体の理想像とは、聖職者や宗教的専門家にすべての面で絶対的な (あるいはそれに近い) 権威を与える超論理的な集団ではなく、運営面において民主主義の原則を導入し、公平かつ合理性を重

視する合議制を備えた組織なのである。

日蓮宗ハワイ別院を初めとするハワイの各教会は、ハワイ州における法人法 (Corporation Law) に定める非営利法人 (Non-profit corporation) として認可されている。特別法としての宗教法人法を持たないハワイ州においては、一般法人法 (Corporations, Generally)、正式には「ハワイ州会社組合法 (Corporations and Partnership)」の適用を受けて宗教団体に法人格が与えられ、非営利法人として組織の構造上、一定の形態を備えることを義務付けられている。即ち、教団の最高議決機関としての総会 (Meeting) と教団の業務遂行機関としての理事会 (Board of Directors) である (ハワイ州改訂法令、一九八六、四一六章)。

別院における総会は、年次総会 (Annual Meeting) の形をとって行なわれる。役員理事の選出、教団規約である定款の制定や修正、教団の財政の査定等について最終的な決定を下すのが総会であり、その決議においては多数決の原則の下にメンバー全員に公平に投票権が与えられている。もちろん儀礼等の特殊専門的な知識と資格を必要とする宗教行為に対しては、メンバーの発言権は制限される。しかし、別院が教団として行なう布教活動に関しては、教団の経理運営に関する事項と教義上の解釈に関する事項とに分けて、後者を僧侶の判断に任せ、共同体組織の維持という教団の世俗的な面においては、民主主義の原則を貫き、合議制によって方針を決定している。

総会は通常年一回の年次総会という形で行なわれるため、教団運営の細部にわたって査定することは事実上不可能に近い。そこで教団運営全般にわたって大幅な権限をもつのが理事会である。総会は理事会が教団の定款に基づいて行なった行為に対して事後承諾を与えたり、一定の行為の権限を委任するため、実際には理事会が教団の主体となって運営に携わっている。

以下別院の理事会について定款 (By-laws) に定める権限を、聖職者たる僧侶との関係において検討する。

別院の理事会は現在、総長 (Bishop)、理事長 (President)、副理事長 (Vice-President) 三人、監査 (Au-

ditor) 二人、会計 (Treasurer) 五人、書記 (Secretary) 四人、相談役 (Advisor) 十人以上の役員と理事二十数名、婦人会 (the Woman's Auxiliary) と日曜学校 (Sunday School) のスタッフからの代表によって構成されている (別院定款十一章一項並びに三項)。理事の任期は一年だが、再選も可能なので、実際は数期にわたって同じ役員を勤めることが多い (定款十一章四項)。

これらの役員の出に当たっては、候補者の宗教的、社会的属性はそれほど重要な選考基準にはならない。理事会の役員は、日本における寺院の総代、世話人に相当するが、後者ほど社会的地位、経済的余裕、宗教上の優秀さなどを求められることはない。役員を社会的宗教的な名譽職と考えるような傾向は別院のメンバーの中にはあまり感じられない。ただ役員が求められているのは、教団運営への献身的な参加である。これは、別院の組織運営に一種の官僚制が確立されていることを示している。即ち各役員は組織の能率的な運営管理のため、機能的分業制のもとで自らに与えられた職務を遂行する。

したがって組織運営は、能率向上のため合理的で非人格的なものとなり、個人の宗教的資質や財政能力などは問題にはならない。組織の中で機能的に与えられた自分の役割を果たす能力が求められているのである。もちろん組織内部分の人間関係を円滑にするために、ある程度情緒的な価値も認めなければならぬ。それによって人間性を維持し、宗教集団としての内部環境を保つことができる。但しそのような共同体の潤滑的な価値観は、あくまでインフォーマルなもので、合理性を追求する組織運営の中心的価値は民主主義の平等思想である。理事会の意思決定への平等な参加の権利の保障によって、機能的に分割された理事会運営に各役員の見解が反映されることになり、ひいては各自の宗教的社会的価値観が教団運営に生かされることになる。

別院の理事会の審議においては多数決が原則となっている (定款十一章八項)。この民主主義的平等原則は、教団運営においては、僧侶の宗教的権威のうえに位置される。聖職者の長である総長は理事会の構成員として、他の理事

と同様に理事会において発言権と投票権を与えられている（定款八章三項）。しかし議決の際、総長に与えられている投票は他の理事と同じ一票である。少なくとも形式上は、僧侶の考えがそのまま理事会の決定となるわけではなく、僧侶の持つ宗教的權威は、直接的には組織の統制権には結びついてはいない。僧侶の宗教的見地からの意見は、一旦各理事に個別に受け入れられ、各自の評価の後に投票を通じて理事会全体の判断と成りえるのである。

このような環境のなかで僧侶が自らの宗教上の理想を教団の運営に反映させるためには、メンバーに対する日常的な教育が必要となる。別院においては毎週日曜日の朝勤、日曜礼拝、日曜学校等の定期的な教化活動、病院訪問、祈禱、カウンセリングなど積極的なメンバーとの接触を通じて、日蓮宗の教義をメンバーに内面化させようと努めている。日蓮宗が日本において確立した伝統宗教としての教団の權威は、ハワイにおいては信者を拘束するような力を持たない。メンバーにとって教団とは同じ信仰をもつものの集合体（congregation）なのであって、集合体それ自体が神聖なのではない。教団をサンガとして神聖視する思想は、出家主義を貫く教団に特有のものだが、アメリカのように在家主義的な宗教風土をもつ国においては、組織としての教団は宗教權威と民主主義の両立を要求されるのである。

教団内部における聖俗二つの權威の並立は、それぞれを表象する僧侶と理事会を対比してとらえると一層明確になる。別院の定款は、教団運営におけるの理事会と総長の権限について次のように明示している。

「理事会は当ミッションの法律並びに経営上の事柄、組織の機能、行為の管理、方針の決定、運営について執行権とそれに伴う責任を付与される。」（定款六章四項）

「理事会は当ミッションの権利行使上の代表（executive representative）として行動し、当ミッションの不動産ならびに資金を管理運営するものとする。またハワイ州の法律の下で当ミッションに認められたすべての権利を行使する。」（定款十一章五項）

「総長は当ミッションの長であり公の代表 (official representative) である。総長は日蓮宗の教義にそって当ミッションの宗教上の業務 (religious affairs of the mission) の管理運営、方針作成のすべての事柄に対して職権を行使する。」(定款第六章五項)

定款の記述からも明らかのように、別院において理事会と総長の持つ権威は性質を異にし、原則的には互いの領域を侵すことのないようになってきている。もちろん別院が宗教団体である以上、宗教的価値に基づく総長の意見は、別院の活動全般にわたって強い影響力をもつ。しかし定款上、総長に与えられた組織的強制力をもつような権威は、直接的には宗教的な問題、即ち教義や宗制に基づいた開教師の統制、宗教行事や対外活動の指揮などに限られている(定款第八章二項、四項)。

教団内部の人事権も、組織運営上の事項として理事会の職権の範囲内にある。僧侶の給与、出張、その他生活全般にわたっての待遇等を含む僧侶の人事も理事会の管轄である。新しい総長の就任に関しても、日本の日蓮宗宗務院が推薦し、理事会が承認の後、招請するという過程を要する(定款第八章六項)。僧侶の人事に関しては、その資質の評価に高度の宗教的な知識を必要とするため、日本の寺院では、信徒の常識的な判断基準を越えるものとみなされ、僧侶の間で決められることが多い。別院においては、僧侶の宗教的な価値判断は個々のメンバーに尊重されてはいるものの、それが教団活動に反映されるかどうかは、メンバーの多数決という民主主義の検閲を受けなければならない。僧侶の受け入れという個人の信仰の根幹にかかわる問題も、組織としての最終判断は理事会の民主主義的合議制に委ねられることになる。

上述のようにハワイ日蓮宗別院は、宗教権威と民主主義という異なる価値体系を内包する会衆派的な教団組織を形成しているのであるが、これはアメリカの法律上の強制にやむをえず従っているというわけではない。ハワイ州の場合、その地域的特性から非営利法人の特殊な一形態として『単独法人』(Corporation Sole)が宗教団体に認められ

ている（ハワイ州改訂法令、一九六八、四一九章）。

一般（宗教）法人では、信徒総会と理事会が組織運営の権限を掌握しているのに対し、単独法人においては司教、総長、主任司祭、その他の在住の管理者等の宗教上の指導者が、宗教的事柄だけでなく、組織運営においても統制権をもつことができる。つまり聖職者の宗教的権威が直接組織統制権につながるもので、専門宗教家の判断がそのまま組織運営の方針を決定することになる。

ハワイ日蓮宗別院は、一九一四年、ハワイがまだアメリカの属領であったときに法人として認可されているが、この時は一般法人として申請がなされている。その後一九六〇年に修正されたが、法人規則についての変更はほとんどなく、現在まで一般法人の形態を維持している。

このように法人組織の形態についての選択権を与えられたなかで、別院が一般法人を教団組織の形態として選んだということは、別院のなかに会衆派的な宗教意識が既に形成されていたことを意味している。つまり、このような教団組織を作ってきたのは日系人のメンバーたちであり、また換言すれば彼らが長年にわたって経験した文化変容の結果とも言える。ハワイ日系人のメンバーが、上述のような法制度的制約や地域社会活動、異文化コミュニケーションを通して日系人の宗教文化を形成し、それに対応して選んだのが現在の会衆派的な教団組織なのである。

組織規範として民主主義の原則を教団運営に導入する際に一つ心配されるのは、民主主義的な社会道徳と人格的な宗教倫理の競合、混同である。これら二つの価値観は、教団内部でそれぞれ組織運営、個人の人格という異なる次元で機能している。理論的原則的には前述のように民主主義と宗教的価値の両立は可能であるが、個々のメンバーや開教師が直面する具体的な事例においては種々の問題が認められる。

地域社会活動や慈善運動への参加はアメリカ的社会道徳の根幹をなすものであるが、これはキリスト教の平等思想、人間関係上の権利義務を明確にする民主主義の共同体倫理に基づいている。そして、当然このような社会道徳は、宗

教団体の活動にも影響を与えている。別院の定款においても社会参加が再三強調されている。

「この組織は……次のような活動に従事する。慈善的な行事を組織し、また地域、国あるいは国際的な慈善事業に参加すること。地域社会の福祉を精神、物質両面で促進向上させること。」(定款五章七項、八項)

「この組織の目標は教育、慈善活動、その他の布教行為を通して日蓮宗の教えに基づく仏教教理を弘め、精神的物質的に地域社会の幸福と福祉を促進向上させることである。」(定款四章)

慈善活動の実践や福祉への協力はアメリカの宗教団体すべてに要求されているものであり、別院のメンバーにおいてもその意識は強い。

しかしここで問題となるのは、そのような社会活動に仏教の教えに沿った意味付けが明確にはなされていないということである。社会参加について仏教徒が語る時持ち出されるのが、菩薩行や慈悲の思想であるが、仏教の慈悲とキリスト教の愛、菩薩行と社会的な慈善活動の違いについての定義が未だ確立していない。別院の社会奉仕活動に対して、メンバーの多くは肯定的な意見をもっている。ただし、彼らはその根拠を社会道徳のなかに求め、別院の社会活動を社会全体を構成する一組織の義務であると結論付けているようだ。僧侶の活動についてメンバーに希望を聞いたことがあるが、その多くが彼らの子供に対する道徳教育をあげている。ここで彼らの言う道徳とは、宗教的人格の形成を目的とする戒律ではなく、社会の一構成員に対しての社会的要請に近い。ほとんどのメンバーが、社会道徳と宗教倫理の区別ができていないのが別院の現状のようである。

### 二二

ハワイ別院はメンバーからの会費や寄付、収益事業によって教団運営の一切を賄い、日本の日蓮宗から経済的に独立している。また文化的差異から生じる問題について日本側に知識が不足していることから、教団の宗教社会活動も

独自の判断によって進められている。

このように日本の宗教文化の流れから隔絶された環境のなかで、メンバーが半独立的な自治権をもった組織風土が別院に形成された。このような宗教環境に日本から派遣される開教師の多くは、一種のカルチャーショックに陥るといふ。僧侶の権威は宗教的事柄に制限され、教団運営からは切り離されているため、自らの宗教的理想を教団活動に反映させるためには、地道に個々のメンバーを教育していくしか方法がない。僧侶がすべての面において大きな権限をもつ日本の寺院と比べた時、もどかしさを感じるのは無理からぬことである。しかも日本の日蓮宗においては、海外布教についての学問が未だ確立されていないため、開教師として派遣される僧侶は、現地の開教師や海外経験者から得る断片的な情報に頼らざるをえない。したがって開教師は、現地でメンバーとの接触を通して自らの布教方法を追求していかなければならない。その時に心配されるのは、自らが表象している宗教的な価値を組織運営上の規範である民主主義的な社会道徳のなかに同化、埋没させてしまうことである。宗教的な倫理観念を教化するために、安易に社会的な倫理観念との類似点を強調することは、かえって誤った理解をメンバーに植えつけてしまうことにつながる。特に開教師が別院の組織風土を構造的に理解していない場合、その危険性は高い。組織運営における民主主義の尊重と個人の教化における宗教的価値の絶対性の維持を両立できるような開教師の育成が、将来の別院の発展に不可欠であろう。

#### 四

このように現在ハワイ日蓮宗別院が抱えている問題は、日本の仏教寺院に無縁のものではない。既成仏教教団は近世に確立された日本的僧院仏教の組織形態や価値観を今もなお踏襲しようとしているが、在家主義の波は否応なく押し寄せてきている。日蓮宗の場合、信行会組織の整備が各寺院で進み、また新宗教団体や市民運動の影響もあって、

檀信徒の寺院に対する意識も変わりつつある。さらに、今後ますます社会道徳や民主主義的思想が寺院運営のなかに入り込んでくることが予想される。それらを拒絶することは教団の組織的衰退につながり、宗教的理想をそれら社会的価値に迎合させることは仏教教理の空洞化を招く。ハワイ日蓮宗別院における聖俗一つの倫理上での開教師の葛藤は、日本の既成仏教団の各寺院に近い将来直面することが予想される問題を提示している、といえるのではなからうか。